

平成30年度指定居宅介護支援事業所集団指導	
平成30年9月11日(火) 午後3時30分～	資料5

## 連絡事項

1. 特定事業所集中減算の取扱いについて
2. 交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について
3. 介護保険事業者における事故発生時の報告について

南部町 健康福祉課


# 1. 特定事業所集中減算の取扱いについて

※詳細は、「南部町ホームページ」をご覧ください。

平成 30 年 4 月から、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移行されたことに伴い、これまで「青森県」が行っていた特定事業所集中減算の判定や事務処理を「南部町」で行うこととなりました。

つきましては、事務手続きをまとめた「指定居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱い」を作成いたしましたので、取扱いに基づき届出書を提出して下さるようお願いいたします。

(ホームページからダウンロード)

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算の取扱いについて [392KB pdf ファイル] 

## 1. 対象となるサービス

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

## 2. 提出期限

前期：判定期間（3月～8月）、町への提出期限（9月15日）、減算適用期間（10月～3月）

後期：判定期間（9月～2月）、町への提出期限（3月15日）、減算適用期間（4月～9月）


※平成 30 年度においては、前期の判定期間は 4 月 1 日から 8 月末日となります。


## 3. 提出方法


健康福祉課介護保険班窓口へ持参または郵送

宛先：〒039-0595 南部町 健康福祉課 介護保険班 ※住所は不要です。

## 4. 提出書類（ホームページからダウンロード）

（様式 1）居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書・記入例 [46KB xlsx ファイル] 

（様式 1）居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（別紙）・記入例 [27KB xlsx ファイル] 

（様式 2）理由書・記入例 [35KB xlsx ファイル] 

※様式 1（別紙）及び様式 2 は、必要時のみ提出してください。なお、様式 2 については、写しを提出してください。

## 2. 交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

※詳細は、チラシ「必ず第三者行為の届け出をお願いします」をご覧ください。

平成 28 年 4 月 1 日から、介護保険の第 1 号被保険者が、交通事故等の第三者行為が原因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が義務化されました。

### 第三者行為求償とは

- 交通事故等の第三者行為が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護給付が必要となった被害者（被保険者）が介護サービスを利用した場合、その費用は加害者である第三者が負担すべきと考えられる。
- 介護保険では、介護保険法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第三者の行為が原因により行った介護給付額を限度として、保険者（南部町）は、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。
- このように、第三者が起こした行為が原因で、保管者が受けた損害を補てんするための求償行為 を「第三者行為による求償」という。

### 第三者行為求償事案の発見に協力を

- 保険者（南部町）が第三者行為（交通事故等）により介護サービスを利用したか把握するためにも、被保険者からの届出を促すことが重要です。
- つきましては、事業所を利用中の方で第三者行為が原因で介護サービスを利用するようになった方や状態が悪化した方について、届出を促していただきますようご協力をお願いします。

### 該当者がいる場合は、健康福祉課介護保険班に連絡・相談を

- 第三者行為による求償事務は、被保険者が関係書類を保険者（南部町）に提出することによりはじまります。
- 該当者がいる場合は、健康福祉課介護保険班に連絡・相談をお願いします。
- 南部町へ提出された種類に基づき、第三者側（加害者・損害保険会社等）と南部町から委託された青森県国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。

### 3. 介護保険事業者における事故発生時の報告について

※詳細は、「南部町ホームページ」をご覧ください。

介護保険事業者は、会議保険法に基づく指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準などにより、サービス事業ごとに「事故発生時の対応」が規定され、介護サービス提供中などに事故が発生した場合、市町村、利用者の家族及び居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、事故の状況や対応などについて記録し、保険者に報告することが義務付けられています。

事業者におかれましては、事故の発生防止と利用者の安全確保、事故等発生時の適切な対応、報告書の速やかな提出、事故の再発防止等に努めてくださるようお願いいたします。

#### 1. 連絡先

FAX 番号 0178-76-3904 (南部町健康福祉課介護保険班 宛)

※緊急性のない事案については、FAX 送信のみで差し支えありません。

緊急性がある事案（死亡事故・火災等）については、下記の電話番号に連絡し、速やかに「事故報告書」を FAX 送信すること。

電話番号 0178-60-7101 (健康福祉課 介護保険班)

0178-76-2111 (休庁時：健康センター警備)

FAX 番号 0178-76-3904 (健康福祉課 介護保険班)

#### 2. 要領等 (ホームページからダウンロード)

南部町介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領 [251KB pdf ファイル]

事故報告に係る様式 [170KB xlsx ファイル]

#### <参考> 平成 25～29 年度における事故発生時の報告状況

区 分	H25	H26	H27	H28	H29
① 利用者の負傷、誤嚥、誤投薬等	25	18	21	10	11
② 自然死以外の死亡	0	0	0	0	1
③ 職員等の法令違反、不祥事等	0	0	0	0	0
④ 利用者の行方不明	0	1	1	0	0
⑤ 交通事故	1	1	1	1	0
⑥ 火災を含む事故	0	0	0	0	0
⑦ 食中毒・感染症・結核等	3	1	1	2	2